

健康福祉審議会	2020/7/27	資料1-2
第3回 地域福祉部会		

【抜粋】令和元年12月26日 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ（概要）

（厚生労働省ホームページより抜粋）

I 地域共生社会の理念

○地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能）</p> <p>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能）</p> <p>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能）</p> <p>※ ②及び③の機能を強化</p> <p>〔域内全体で備えるべき体制〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること ・ 上記の①から③までの機能を有すること ・ 相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活 	<p>○個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</p> <p>（※）活用方法の拡充の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う 	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援）</p> <p>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）</p> <p>※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。</p>

	圏において相談支援を行う場を明示するなど) を講じること		
圏域、人員配置等	○市町村において、既存施設・機関の分布など 地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う 役割を含め、圏域についても検討。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配 置状況等を踏まえ、市町村において検討。これ まで各機関が地域で果たしてきた役割が継続 的に担えるようにすることが必要。	○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用 して、構築することができるような設計とすべ き。	○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域より も大きな範囲(市町村等)の重層的な視点が必 要。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配 置状況等を踏まえ、市町村において検討。これ まで各機関が地域で果たしてきた役割が継続 的に担えるようにすることが必要。
その他	○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えする のではなく、適切に多機関協働を進め、市町村 全体でチームによる支援を行うもの。	○既に社会参加に向けた支援を担っている既 存制度による支援と十分連携しながら行うこ とが必要。	○地域づくりにおいては、福祉の領域を超え て、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、 まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も 広げる連携・協働を強化することが必要。

※3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える**全ての地域住民**とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、**任意事業とし、段階的实施**とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、**市町村が裁量を発揮しやすい仕組み**とする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、**制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進**する必要がある。

「断らない相談支援」に必要な機能

機能	内容
相談の受け止め	○多様な相談が寄せられることが想定されるが、まずは相談の入口として一旦、包括的に受け止めることが求められる。
解決に向けた対応	○個人、世帯の状況を包括的に把握するために情報収集をしたり、対応すべき課題を明らかにして、解決の方向性を検討する。 ○また、課題の内容に応じて、専門的な機関につないだり、関係者、関係機関と連携する。
制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースにおける支援調整	○複合的な課題を抱えているために、丁寧なアセスメントや、複数の支援機関による支援が求められる等の困難な事例に対して、支援の方向性を整理したり関係者の役割分担をする等の総合調整を担う。
多機関のネットワークの構築	○地域の関係機関や専門職、自治体等による多様なネットワークを構築したり、支援に関わるチーム全体の総合調整を行う。
個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進	○個別支援を通じて既存の社会資源を見つけたり、不足している場合には新たに創造するなど、支援を通じて新たな支援を作ったり、支援体制を充実させる。
相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成	○支援者に対して個別のスーパーバイズを行ったり、ケース会議等でグループスーパービジョンを行う。 ○また、研修会等において、支援の知識や技術の向上に向けた働きかけを行う。
継続的な伴走支援	○伴走支援には、「地域にある様々な居場所や地域活動等の暮らしの中で行う、支え合いや緩やかな見守り」と「専門職による課題の解きほぐし(時間をかけたアセスメント)や本人の状態の変化に寄り添う継続的な支援」の2つが想定される。「断らない相談支援」においては、後者の伴走支援を想定。 ○また、これらの支援は「参加支援」と一体的に進めていくことが求められる。 ○伴走支援の終結の考え方としては、 ・本人の状態が改善し、一定程度、課題の解決が図られた時 ・適切に専門の支援機関につながった時 ・全ての課題は解決していないものの、地域や関係機関の関わりや見守りの体制が整備された時 等とする。

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場(会議体)の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国は SNS 等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進め

ることが考えられる。

包括的な支援体制の整備例

		三重県 名張市	福井県 坂井市	茨城県 東海村	愛知県 豊田市	
人口		78,553 人	91,638 人	37,611 人	425,340 人	
面積		129.77 km ²	209.67 km ²	38.00 km ²	918.32 km ²	
小／中学校数		14 校／5 校	19 校／5 校	6 校／2 校	77 校／28 校	
地域力強化の体制	環境整備、体制の構築	まちづくり協議会(小学校区)で、一括交付金を活用し、地区ごとに創意工夫をして事業実施	「ふくしの会」が主体的に課題を把握して課題解決を試みる体制となるよう市と社協が協働して後方支援を実施。 ※37 地区のうちモデル4 地区で実施。	第2層協議体(小学校区)または第3層協議体(自治会単位)・地区社協ごとの「ふれあい協力員」	社協CSWと地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携し、地域づくりの調整機能を担う。	
	住民に身近な相談窓口	開設場所	15 か所(まちの保健室) ※ 地域包括支援センターのランチ	市社協、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談事業所	ふれあい協力員の見守り活動、サロン・食事会等を活用したニーズ収集	健康と福祉の相談窓口(4～5 中学校区ごとの地区) ※現時点ではモデル2 地区に設置するとともに、市役所所在地区は、本庁・社協本部として設置
			対応者	市職員	社協職員、市職員、地域包括支援センターや障がい相談事業所	ふれあい協力員、村社協コミュニティワーカー
相談支援包括化推進員の配置		5 名 市役所の各課・相談窓口にエリ	2 名(専任／市職員)	2 名(正規職員 1 名、臨時職員 1 名)	23 名(市職員 15 名 [事務職、事務職有福祉資格者、保健師が	

他 機 関 協 働 の 体 制	※いずれも財源は 現在、混在		アディレクター(相談支援包括 化推進員)を配置。			兼務)、市社協職員8名〔有福 祉資格者がCSW・困窮相談支援 員と兼務〕) 市内支所に配置
	包括化推進員の役 割		所属する各相談支援機関の相 談ケースを担当しつつ、他部 課・機関との連携を調整	・各相談支援機関からの複合課 題事例について多機関での情 報共有・支援方針の決定の支援 を行う。 ・各相談支援機関や市各課の連 携方法について調整を図る。	生活支援コーディネーターと の連携により、地域をフィール ドとして、子ども、高齢者、生 活困窮者など縦割りを排した 支援対象者の把握を行う	所属する機関で相談ケースを 担当しつつ、必要に応じて複合 課題事例について他機関との つなぎ・連携を行う。
	包括化推進会議		ケース検討：随時 ネットワーク構築：2か月に1回程度	ケース検討：定例(月2回) ネットワーク構築：3か月に1回程度	ケース検討：月1回 事例検討 年3回以上 ネットワーク構築：2か月に1回程度 (協議体も兼ねる)	ケース検討：随時 地域ケア会議等も活用 ネットワーク構築：2か月に1回程度
	る 機 能	相 談 を 受 け 止 め	総合 相談 窓口	市役所福祉総合相談室、各 市民窓口担当課、市社協、 地域包括支援センター、障 がい相談事業所	社協・総合相談窓口	上記と同列で設置。(市役所福 祉総合相談課、市福祉センター (市社協)、コミュニティセンタ ー)
対 応 者		—	上記各機関の職員	社協職員(CSW)	市職員、市社協職員	

既存の相談支援機関の人員配置基準・資格要件等

分野	機関名	必須／任意	設置の根拠	人員配置基準	実施主体	対象	事業概要／機能等
介護	地域包括支援センター	必須	介護保険法第115条の46	原則、担当区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下の職員を常勤専従で配置する。 ○保健師 ○社会福祉士 ○主任介護支援専門員 ※1 それぞれの職種に準ずる者の規程がある。 ※2 上記とは別途、小規模区域等における例外基準がある。	市町村(委託可)	高齢者を主とした地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント
困窮	自立相談支援機関	必須	局長通知	法令上の基準は設けられていないが、3職種の支援員(人員)の配置(小規模自治体等において兼務は可能)	福祉事務所設置自治体	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
障害	障害者相談支援事業所	必須	障害者総合支援法第77条第1	法令上の基準は設けられていないが、委託する場合、常勤の	市町村(委託可、複数市町村によ	障害者等、障害児の保護者又は障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)

	<u>(市町村地域生活支援事業)</u>		項第3号	相談支援専門員の配置が必要。	る共同実施可)	等の介護を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等
	<u>基幹相談支援センター</u>	任意	障害者総合支援法第77条の2第2項	法令上の基準は設けられていないが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要になる人員の配置(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)	市町村(委託可、複数市町村による共同実施可)	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者 地域の相談支援事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止
子ども	<u>利用者支援事業所(利用者支援事業)</u>	任意	子ども・子育て支援法第59条第1号	法令上の基準は設けられていないが、利用者支援専門員(専任職員)を1名以上配置	市町村(委託可)	子ども及びその保護者等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭等からの相談 ・子育て支援に関する情報の収集・提供 ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援 ・地域の関係機関との連絡調整 等
	<u>子育て世代包括支援センター(法律上の名称：母子健康包括支援センター)</u>	任意 (努力義務)	母子保健法第22条	法令上の基準は設けられていないが、保健師等を1名以上配置	市町村(委託可)	母性並びに乳児及び幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健に関する各種の相談対応、支援に必要な実情の把握、保健指導の実施など、包括的な支援を行う